

下水道公営企業会計(土木建築部)における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道課	令和8年度沖 縄県流域下水 道事業出納取 扱業務委託	令和8年4 月1日	2,695,903	株式会社 沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁 目10番1号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	地方公営企業法第27条並びに同法施行令第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき知事が指定・告示した出納取扱金融機関に契約の相手方が限定されるため。	特命随意 契約
2	下水道事 務所	機械設備改修 工事(那覇・宜 野湾)(R8)	令和8年4 月27日	56,430,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	本工事対象である那覇浄化センターの凝集剤溶解装置は、特注品であり、特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・隙間調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。また、宜野湾浄化センター及び北谷ポンプ場の除塵機についても、上記同様特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。部品の供給については、特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できない。汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで設備全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否については、製造メーカー技術員の判断が求められる。また、整備後に試運転調整を行い、設備全体としての性能確認についても同様である。以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境から委託を受けた者で、沖縄地区で唯一、本工事に対応できる特殊な技術を有する(株)西原環境おきなわとの随意契約を行った。	特命随意 契約

下水道公営企業会計(土木建築部)における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	下水道事務所	消化ガス発電機定期点検業務委託(那覇)(R8)	令和8年5月7日	32,640,850	ヤンマー沖縄(株)	沖縄県宜野湾市大山7丁目11番12号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本点検業務対象である消化ガス発電機は、特殊な機関構造を有し、分解・組立・部品交換については、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。 当該消化ガス発電機は、那覇浄化センター内の消費電力の大部分を賄う常用発電機のため、機器の不具合により運転が停止し、購買電力の契約電力量を超過した場合、違約金の負担が生じる。 そのため、障害発生時に速やかに原因究明を行い、早急な機能復旧を実施する必要がある。 以上のことから、当該発電機の製造メーカーであるヤンマーの関連会社であり、沖縄で唯一、本点検業務に対応できる特殊な技術を有するヤンマー沖縄(株)との随意契約を行った。	特命随意契約
4	下水道事務所	旧小禄幹線撤去工事(R8)	令和8年5月20日	13,255,000	NTTインフラネット(株)九州事業部	福岡県福岡市博多区東比恵2丁目3番7号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本工事は、那覇市奥武山町地内の国道331号において、道路管理者(南部国道事務所)が実施する電線共同溝事業に支障となっている旧小禄幹線を撤去するものである。 競争入札に付した場合、占用埋設物に係る事前調査や施工計画の立案、人員・資機材の準備等に一定の期間を要することに加え、電線共同溝と幹線撤去の施工範囲が重複していることから、電線共同溝事業の請負者以外の者が請け負うこととなった場合、施工区分の協議・調整や工程・出来高等に係る施工管理が困難となる。 電線共同溝事業の工程上の制約がある中、当該幹線を適切かつ速やかに撤去するためには、現場の状況等に特に精通している者に施工させる必要があることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、電線共同溝事業の請負者であるNTTインフラネット(株)と随意契約を行った。	特命随意契約

下水道公営企業会計(土木建築部)における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	下水道事務所	No.7消化タンク 攪拌機修繕(那覇)(R8)	令和8年6 月11日	23,760,000	三菱化工機(株)沖縄営業所	沖縄県那覇市おもろまち 二丁目5番37号	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号	機械攪拌機は、特殊な機器であり、機器の分解・組立・取付、及び各部品の交換・調整・試運転には、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。本修繕対象の電動機は、機械攪拌機を駆動する重要機器であり、メーカー独自の性能及び仕様に適合する必要がある。装置全体として所定の性能を発揮するためには、分解整備や交換部品の適否判断において、製造メーカー技術員にしかできない。以上のことから、当該攪拌機の製造メーカーである三菱化工機(株)沖縄営業所との随意契約を行った。	特命随意契約
6	下水道事務所	佐敷ポンプ場 汚水ポンプ吐出弁等改修工事(R8)	令和8年6 月16日	17,171,000	(株)前澤エンジニアリングサービス九州営業所	福岡県福岡市中央区天神一丁目15番6号	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号	本工事の対象である汚水ポンプ吐出弁(電動偏心構造弁)は前澤工業(株)製の特殊機器であり、その分解整備には、一般的な機器とは異なる高度な専門知識、精密な技術、熟練した技術・判断が要求される。 特に、分解整備後の水圧試験や動作確認等の性能保証においても、当該機器の設計基準や性能特性に関する知識が必要であり、信頼性と耐久性を保証できるのは、製造メーカーに限られる。 以上のことから、本工事を実施できる高度な専門性と技術を有し、当該機器の機構・構造を熟知した専門業者は、製造メーカーである前澤工業(株)の保守業務(維持管理、修繕、点検・調査、取替・更新)を専門的に担う、(株)前澤エンジニアリングサービスのみであることから、同社九州営業所との随意契約を行った。	特命随意契約

下水道公営企業会計(土木建築部)における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	下水道事務所	遠方監視制御 設備点検業務 委託(那覇) (R8)	令和8年6 月29日	5,555,000	(有)沖縄小堀電機	沖縄県浦添市伊祖3丁目 1番7号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	当該遠方監視制御設備は、各中継ポンプ場の諸項目(ポンプ井水位、ポンプ運転状況等)の監視・制御に必須となる下水処理事業における重要な設備である。当該装置の機能点検に当たっては、メーカー独自の機器構造や性能並びに点検調整方法を熟知しておく必要がある。 また、本点検中に対象設備に不具合が生じた場合、下水処理事業に支障とならないよう迅速な応急措置及び適正部品の緊急手配が必要となる場合がある。 そのため、受注予定者は、次の要件を満たす必要がある。 ① 機器不具合発生時に迅速な対応が可能である。 ② 適正部品等を速やかに手配できる。 ③ 機器メーカーの協力体制が得られる。 ④ メーカー独自の点検・調整方法の研修を受けた技術者を配置できる。 当該遠方監視制御設備は東芝製であることから、(株)東芝の代理店であり、県内で唯一対応可能な技術・技能を有する(有)沖縄小堀電機と随意契約を行った。	特命随意 契約